



みのる法律事務所
令和6年9月第413号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

171



登記義務 なってほしいな きっかけに
円満相続 円満家族



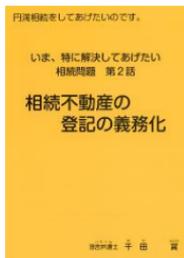
令和6(2024)年9月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

令和6(2024)年4月1日から、「相続不動産(土地、建物)の登記の義務化」という
法改正が施行しこうされました。

相続によって取得した土地、建物は、取得した日から3年以内に相続登記をしなければならなくなったのです。令和6(2024)年3月31日以前に相続で取得している土地、建物は、令和9(2027)年3月31日までに相続登記をしなければ過料を科されることもあるということになりました。

これまで、不動産(土地、建物)を相続していても、相続登記をするかしないかは、取得した人の気持ちに任せられていたのですが、法の改正によって、相続登記はしなければならなくなりました。

これを機ほうちに長い間放置まかされていた相続問題について、家族で話し合い、円満に相続問題を解決し、円満な家族関係を構築こうちくしてほしいのです。長い間モヤモヤしていた相続問題に決着を付け、スッキリした家族関係を取り戻してほしいのです。



進めたい 法改正の 波に乗り

投げられていた 円満相続

令和6(2024)年9月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

「相続不動産の登記の義務化」が^{しこう}施行されて間もなく『円満相続をしてあげたいのです』という新聞広告に続けて、『相続不動産(土地・建物)の登記義務問題を解決してあげたいのです』という新聞広告を^{けいさい}掲載しました。

多くの^{はんきよう}反響がありました。ですがこの法改正について、よく知らない人が多くいることも知らされました。国の国民に対して知らせるといふ普及活動が^{ふきゆう}足りないのでしょうか。

『円満相続をしてあげたいのです』という^{かか}キャッチコピーを掲げる弁護士としては、今回の法改正の波に乗り、長い間投げられていた相続問題を円満解決してあげるきっかけとしたいという思いに至りました。そのために前記のような新聞広告をしたのです。

ですが、それだけでは今回の法改正の説明としては不足です。そこで『円満相続をしてあげたいのです』という駄弁本シリーズの一冊として『相続不動産の登記の義務化』という駄弁本を出すことにしました。

この事務所便りをお読み戴いている皆様にイの一番にお読み戴きたく、この事務所便りに同封してお送り致します。

^{なな}斜め読みでもして戴き、相続問題で悩んでいる方がおりましたら、一声掛けるようにアドバイスして下さい。

新刊書『相続不動産の登記の義務化』 謹呈とご案内

令和6(2024)年8月31日に株式会社エムジェエムから『円満相続をしてあげたいのです』という駄弁本シリーズの一冊として『相続不動産の登記の義務化』という駄弁本を発行しました。前記2句の駄弁句で紹介済みですが、この事務所便りと同封して謹呈させて戴きます。

駄弁本の内容については、お読み戴ければお分かり戴ける筈ですから、説明はしません。なぜこのような駄弁本を発行するのかということ述べて戴きます。

これまでも何度となく『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『田舎弁護士の哲学』を提唱してきました。私が接する人にこの哲学を広め、幸せな人生を送ってほしいという一心なのです。

私の人生が幸せで豊かで、充実したものとなるためには『いなべんの哲学』を少しでも広く、深く知ってもらい、実践、つまり実際にやってほしいのです。

『いなべんの哲学』を実践するためには、その哲学に最も反する「戦争」と「相続問題を巡る法廷闘争」を止めさせなければならないと確信しています。

そのためにこれまで「戦争絶対反対」の駄弁本は約30冊、「円満相続の勧め」の駄弁本は約20冊を発行してきました。これからも「戦争反対」と「円満相続の勧め」の駄弁本は生きている限り書き続けます。『相続不動産の登記の義務化』という駄弁本もその一冊なのです。

相続問題は、個人の財産問題ですから、国や法律が関与すべき問題ではない筈です。ですが、相続不動産(土地、建物)の登記がなされないまま放置され、何代にもなっているケースは数多くあります。誰の土地、建物か登記簿を見ても分からないというケースは相当多くあります。国や地方とし

ても難しい状況となっていることは間違いないと思います。そのために相続不動産(土地、建物)の登記の義務化という法改正となったのでしょうか。

それはそれとして、この機会を相続人間で長い間放置していた相続問題を円満に解決するチャンスと捉えることを勧めたいのです。

相続問題に触れると、親子、兄弟関係がギクシャクするので、相続問題には触れないでこれでしたが、今回の法改正でいつまでも相続問題を回避し続けていくことはできなくなりました。この機会をチャンスと捉えて、この際に長い間の懸案問題である相続問題を解決してしまおうと前向きな生き方をお勧めしたいのです。

長い間、問題として心にありながら、取り上げることでできなかった相続問題を、この際に円満相続してあげたいのです。そういうチャンスを与えてくれたという意味では『相続不動産(土地、建物)の登記の義務化』という法改正は歓迎できる面があります。

この新しい制度を、活かすも殺すも、この制度をどのように利用するかにかかってくることになりますが、『円満相続をしてあげたいのです』を目標としている弁護士としては、この法改正をチャンスと捉えて、円満相続をしてあげたいのです。

不動産(土地、建物)を相続していながら、相続登記をしていない人は、まず円満相続をして、相続登記をしなければなりません。相続登記をするためには、相続人間で心を歩み寄らせて、遺産分割協議書を作成しなければなりません。

被相続人である夫であり、父である人が亡くなったが、まだ遺産分割協議書を作成していない妻であり、子である法定相続人は、これまでのように相続不動産(土地、建物)の相続登記をしないまま放置しておくことはできなくなったことを自覚して下さい。

その上で、法定相続人である親子・兄弟で遺産分割協議書を作り、円満相続をして下さい。お手伝いをしてあげます。御一報下さい。